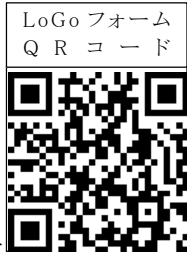


パブリックコメント手続実施要項

作成日:令和 7 年(2025 年)1 月 30 日

案件の名称	第五次箕面市子どもプラン(素案)	
パブリックコメント手続 実施の目的	箕面市の子ども・子育て支援分野の計画として、令和 2 年度に第四次箕面市子どもプランを策定しましたが、計画期間が令和 6 年度をもって終了することから、後継計画となる「第五次箕面市子どもプラン」の素案をまとめましたので、内容について広く市民の意見を募集します。	
実施部局名	箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局	
(問い合わせ先)	教育政策室 (電話:072-724-6762)	
パブリックコメントの 対象となる資料	(1)第五次箕面市子どもプラン(素案) (2)第五次箕面市子どもプラン(素案)(やさしい版) (3)第五次箕面市子どもプラン(素案)(概要版)	
閲覧方法と閲覧場所	(1) 市ホームページ (https://www.city.minoh.lg.jp/childpolicy/plan/r6public.html) (2) 子ども未来創造局 教育政策室 (箕面市役所 別館3階 37番窓口) (3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 12 番窓口) (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5) 箕面市立小・中学校 (6) 西南生涯学習センター・みのお市民活動センター (7) 総合保健福祉センター (8) 中央・東・桜ヶ丘・西南・小野原・船場図書館、らいとぴあ21図書コーナー ※(2)～(4)は、平日の8時45分から17時15分まで (5)は、各学校の開校日、開校時間 (6)～(8)は各施設の開館日、開館時間	
意見等の提出期間	令和7年(2025 年)2月4日から2月28日まで(郵便の場合は必着)	
意見等の提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (3) ファクシミリによる送付 (4) 電子申請システム(LoGo フォーム)による送付 ※閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)	



	意見等を提出できるかた	(1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体
	意見等を提出する際の必要記載事項	(1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあつては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
	提出された意見等及び市の考え方の公表方法	「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 公表期間:令和7年(2025年)3月上旬を予定 ※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。
	備考	